

中華人民共和国 危険化学品安全法

(コメント募集稿)

(原文では、「危険化学品安全管理条例」に基づいて追加された内容は太字になっていますが、本訳文では、象徴的な語句を太字にしています。)

章別内容

- 第1章 一般規定
- 第2章 登録と認証
- 第3章 規制計画部局の役割
- 第4章 生産と保管の安全対策
- 第5章 使用時の安全対策
- 第6章 販売（経営）の安全対策
- 第7章 輸送の安全対策
- 第8章 廃棄処置の安全対策
- 第9章 事故時の緊急救援
- 第10章 法律上の責任
- 第11章 附則

第1章 一般規定

第1条 危険化学品の安全管理を強化し、危険化学品の事故を予防、削減し、“人民至上、生命至上を堅持し”、人々の生命の安全と身体の健康を保護し、環境を保護し、危険化学品の安全生産管理システムと管理監督機能の近代化を促進するために本法律を制定する。

第2条 この法律は、危険化学品の生産、貯蔵保管、使用、営業、輸送、及び廃棄処置の安全管理に適用する。廃棄された危険化学品の処置は、関連する環境保護に関する法律、行政法規、および関連する国内規則に他の規定がある場合、それらの規定が適用される。

第3条 この法律で使用する危険化学品とは、毒性、腐食性、爆発性、可燃性、助燃性等の性質があり、人体、施設、環境に有害である毒劇化学品およびその他の化学品を指す。

国家は“**危険化学品目録**”を作成して管理する。危険化学品目録は危険化学品決定原則に基づき、国務院应急管理部門、工業情報化、公安、生態環境、衛生健康、市場監督、交通輸送、農業農村、税関の主管部門と協力して、化学品危険特性の鑑定、分類標準及び国家安全管理上の実際の必要性を基にして、決定、公布及び調整を行う。

第4条 危険化学品の安全管理は、“**業界は安全を管理し、企業は安全を管理し、生産経営は安全を管理する**”ことを堅持しなければならない。“**安全第一、予防第一、総合的な管理監督（ガバナンス）の原則**”を堅持し、“**責任者が責任を負い、承認者が監督し、建設者が責任を負う原則**”を堅持する。危険化学品を生産、貯蔵保管、使用、運用、輸送及び廃棄処置を行う取扱組織（以下、総称して危険化学品取扱事業体と呼ぶ）の主体的な責任と地域の監督部署の責任を強化、実行する。

生産販売事業体の責任、従業員の参加、政府の監督、業界の自己規律および社会的監督の機構

(メカニズム)を確立する。

危険化学品取扱事業体は、全従業員を包含する“安全生産責任体制”を実行し、安全リスクの管理と制御および隠れている危険の調査と管理監督を強化し、安全生産の標準化などの安全管理システムを構築し、従業員に対して安全生産教育と訓練を実施し、本質的な安全水準を高める。その主要な責任者は組織の危険化学品の安全生産活動に全面的な責任を負う。危険化学品の生産設備および主要な危険源を構成する貯蔵施設を有する危険化学品取扱事業体および運送企業は、“安全生産責任保険”を掛けなければならない。

危険化学品取扱事業体は、法律、行政法規規則及び国家標準、業界標準によって要求される安全条件を満たし、健全な安全管理規則および職務毎の安全生産責任制度を確立し、法律に従った安全生産管理システムの設置と安全管理要員の配置を行い、安全生産教育と訓練計画を制定し、従業員に対して安全教育、法規教育および職務技能訓練を実施する。従業員は、教育と訓練を受け、試験に合格した後に、作業に従事しなければならない。資格要件のある職務については、法律に従って対応する資格を取得した人員を配置しなければならない。

第5条 　いかなる事業体及び個人も、国家が禁止している危険化学品の生産、貯蔵保管、販売、使用、輸送をしてはならない。国家が危険化学品の使用に関して制限的規制を行っている場合、いかなる事業体及び個人も制限的な規制に違反して危険な化学物質を使用できない。

関連する企業や事業体が、科学研究のために、国によって使用が制限されている危険化学品を使用する場合、関連する国の規制に厳密に従って実行しなければならない。

国によって生産、貯蔵保管、販売、使用、輸送が禁止又は制限されている危険化学品の目録は、国务院工業情報化部、交通運輸部が関連部門と協力して、制定、公布する。各省、自治区、直轄市は、現地の実情に基づいて、地域における生産、貯蔵保管、販売、使用の禁止及び制限する危険化学品目録を制定できるが、境界を超える輸送に関しては影響を及ぼさない。

第6条 　県以上の各級地方人民政府は、危険化学品の安全作業に対する指導力を強化し、その地区の安全生産責任制度と所属地区に対する責任を持った管理監督を実施し、重大な安全リスクを防止・解決し、安全開発水準を全面的に向上する。

危険化学品の生産、貯蔵保管、使用、販売、輸送及び廃棄処置に対して安全監督・管理を行う関連部門（以下、総称して危険化学品の安全監督・管理責任部門）は、以下の規定に従って職責を遂行する。

(1) 　应急管理部門は、危険化学品目録の決定、公布、調整に責任を負う組織であり、法律に従って危険化学品の新規生産、再生産、生産拡大、保管の建設プロジェクトの安全審査を実施し（審査内容は、安全条件と安全施設の設計を含む）、“危険化学品安全生産許可証”（安全使用と安全販売を含む）を発行するか記録管理を実施し、責任を持って危険化学品の登録作業を行い、危険化学品の事故に対して組織的な緊急対応処置を行い、危険化学品の安全生産の監督と管理を担当する他部門の指導と調整、監督と検査、評価を担当し、法律に従って危険化学品の生産安全の監督と管理等、危険化学品の安全生産の監督と管理の包括的な作業を実行する。

(2) 　公安機関は、危険化学品の公共安全管理と、爆発物を製造できる危険化学品（以下、易爆発性危険化学品と略称する）、劇毒性化学品の流通の監督管理、劇毒性化学品の購入許可証の発行、劇毒性化学品の道路運送通行証の発行、及び危険化学品輸送車両の道路

交通安全管理に責任を負い、危険化学道路交通事故の現場で周辺交通管制を実行する。

- (3) 省略（市場監督部門の責務）
- (4) 生態環境の管轄部門は、廃棄危険化学品の処分に関連する安全監督管理責任を負い、法律に従って危険化廃棄物の収集、保管、処分等の監督管理を行い、責任分担に従って関連する危険化学用品による環境汚染事故及び生態破壊事件を調査し、危険化学用品の事故現場での緊急環境監視測定の実行を担う。
- (5) 省略（交通運輸部門の責務）
- (6) 省略（衛生健康部門の責務）
- (7) 省略（自然資源部門の責務）
- (8) 省略（産業情報部門の責務）
- (9) 省略（地域の市街、住居建設部門の責務）
- (10) 省略（税関部門の責務）
- (11) 省略（その他部門）

第7条 危険化学用品の安全監督管理を担当する部門は、法律に基づき監督、検査を行い、以下の措置を講じる。

- (1) 危険化学用品取扱職場にて現場検査を実施し、関連する組織と担当者から状況説明、書類の閲覧、関連する文書や資料のコピーを行い、必要に応じて危険化学用品をサンプリングし検査を実施する。
- (2) 危険化学用品の安全及び環境に関する危険性を発見した場合、即座に排除するか又は期限内排除するように命じる。
- (3) 法律、行政法規、規則規定、又は国家標準、業界標準の要件を満たしていない施設、設備、装置、機材、輸送手段は、直ちに使用を停止するように命じる。
- (4) 違法な危険化学用品の生産、貯蔵保管、使用、販売及び廃棄危険化学用品処置場所を調査・封印し、危険化学用品の違法な生産、貯蔵保管、使用、販売に使用される原材料、設備、輸送設備を押収する。
- (5) 危険化学用品の安全に対して影響を与える違法行為が見つかった場合は、その場で修正するか、制限時間内に修正することを命じる。
- (6) 他の部署で処理すべき違法行為が見つかった場合は、法律に従い、速やかに他の部署に転送し、記録を残す。

危険化学用品の安全監督管理を担当する部門は、法律に従って監督検査を実施する。監督監査人員は2人以上とし、法執行証明書を提示する。関連する事業体及び個人は、法律に従って実施される監督検査に協力し、拒否または妨害しないこと。

第8条 省略（県級以上の人民政府の役割）

第9条 一部省略（告発制度）

県級以上の人民政府の関連部門は、危険化学用品に関する違反行為の“**告発奨励制度**”を確立する。告発人、特に内部告発人は、その事業体の違法行為を告発内容が事実であると確認された場合に報奨を受け、告発人に関する情報は厳重に保護される。

第10条 国務院工業産業情報化部は、国務院の関連部門と共に、“**危険化学用品情報管理システム**”を確立し、危険化学用品に対して電子識別と完全なライフサイクル情報管理を実行する。

第 1 1 条 省略（先進技術の奨励）

第 1 2 条 危険化学品を生産、保管、使用する事業体は、関連する国内規制に従って、“**危険化学品の主要な危険源を登録・ファイル化**”し、定期的な検査、評価、およびリアルタイムの監視を実施し、緊急時の計画を策定し、安全監視および早期警告システムを確立し、主要な危険源に関する安全措置を取る。緊急措置は、危険化学品の安全生産に対して監督管理を担当する関連する地方人民政府に報告する。

危険化学品安全生産の監督管理を担当する部門は、“**安全リスクの監視・早期警告システム**”を確立し、危険化学品の主要な危険源を分類・分級し、特別な監督検査を定期的に行い、隠れた危険性を適宜排除し、重大事故を防止する。

第 13 条 省略（人民政府からの褒賞）

第 2 章 登録と認証

第 1 4 条 国は、危険化学品登録制度を実行し、危険化学品の制定原則を満たす化学品を登録して、危険化学品の安全管理と危険化学品の事故予防及びおよび緊急救助のための技術、情報を提供する。

国は、研究開発、試生産及び試販売、少量、低放出及び低曝露、ポリマーなどの危険化学品の登録を免除する。具体的な措置は、国務院応急管理部が工業情報化部、公安部、生態環境部、衛生健康部、農業農村部等の部門と連携して決定、公布され、随時修正される。

第 1 5 条 危険化学品の登録事項（一部省略）

- (1) 分類およびラベル情報。
- (2) 物理的、化学的特性；
- (3) 主な用途；
- (4) 危険特性；
- (5) 保管、使用、輸送、廃棄処置に関する安全要件；
- (6) 危険な状況に対する緊急対応処置；

第 1 6 条 化学品の危険特性が未確定な場合、国務院緊急管理部、生態環境部、衛生健康委は各々、化学品の物理的危険性、環境ハザード、毒理学的特性を鑑定する機関を組織して、危険化学品を分類識別する。（以下省略）

第 1 7 条 危険化学品登録機関は、“**危険化学品登録情報データベース**”を構築し、それを危険化学品管理情報システムに組み込む。（以下省略）

第 1 8 条 危険化学品の生産企業及び輸入業者は、生産及び輸入する危険化学品と一致する中国語の化学品安全技術説明書を提供し、化学品安全ラベルに準拠した危険化学品ラベルを危険化学品の包装（外包装を含む）に貼り付けるか、つなぎ留めて置くこと。（以下省略）

第 3 章 規制計画部局の役割

第 1 9 条 省略（国家の役割）

第 2 0 条 省略（化工園區の役割）

第 2 1 条 省略（省、自治区、直轄市の役割）

- 第 2 2 条 省略（地方人民政府の役割）
第 2 3 条 省略（化工園區の設置について）
第 2 4 条 省略（交通運輸部門の役割）
第 2 5 条 省略（危険化学品の貯蔵について）

第 4 章 生産と保管の安全対策

- 第 2 6 条 危険化学品の新規建設、再建設、生産拡張、保管施設建設プロジェクト（以下、総称して危険化学品建設プロジェクトと呼ぶ）の安全施設は、本体のプロジェクトと同時に設計、建設し、生産と同時に使用しなければならない。安全施設への投資は、建設プロジェクト予算に含めなければならない。
- 第 2 7 条 危険化学品建設プロジェクトの安全施設の設計組織部門と設計者は、安全施設の設計に責任を負う。危険化学品建設プロジェクトの安全施設の設計は、安全確保のための措置を提案しなければならない。（以下省略）
- 第 2 8 条 新規建設、再建設、生産拡張、保管施設建設を行う危険化学品建設プロジェクトは、緊急管理部門による安全審査の対象となる。（以下省略）
- 第 2 9 条 危険化学品の生産、貯蔵保管を行う企業は、“安全リスクの調査判断と承諾公告制度”を確立し、組織に存在する安全リスクを確認し、安全リスクの階層的管理・制御を行い、対応する安全管理・制御手段を採用して、社会に向けて公約と発表を行う。（以下省略）
- 第 3 0 条 危険化学品の生産、貯蔵保管を行う企業は、プロセス操作、特殊作業、起動と停止、検査と保守等を含む全ての生産作業について、“プロセス安全管理システム”を確立し、責任者、職務責任と操作規程を明確にして組織を活用して、プロセスの安全管理を強化する。
- 第 3 1 条 危険化学品を生産、貯蔵保管する事業体は、公共区域内に埋設されるか、地面に設置されるか、頭上に敷設される危険化学品パイプライン及びその補助施設の安全管理は、法律、行政規則、国家標準或いは産業標準の関連規定に準拠するものとする。
ホスゲン、塩素、その他の毒性が高く危険な化学物質のパイプラインが公共エリアを通過することは禁じる。公共エリアを通過するアンモニア、硫化水素、その他の有毒ガスの危険な化学パイプラインを厳密に管理し、公共エリアを通過する必要がある場合は、資格のある安全評価機関が特別な安全評価を実施する。
- 第 3 2 条 危険化学品を生産、貯蔵保管する事業体は、敷設した危険化学品のパイプラインに明確な標識を設置し、危険化学品のパイプラインを定期的に検査、計測、巡視を行う。（以下省略）
- 第 3 3 条 省略（天然ガス等のパイプラインについて）
- 第 3 4 条 省略（研究開発について）
- 第 3 5 条 危険化学品の生産・保管企業の主な責任者、安全生産に責任を負う担当者は、大学で化学・工学関連を専攻した学位以上の学歴で、3 年以上の実務経験を持っている必要がある。専門の安全管理担当者は、中級以上の化学・工学関連の専門的な技術的肩書き、又は化学・工学安全類に登録されている安全技術者資格を有すること。新たに採用された従業員は、化学職業教育受講履歴又は普通高校以上の教育を受け、危険化学品に関する安全研修を受けなければならない。評価に合格した後にのみ作業を行うことができる。
- 第 3 6 条 危険化学品を生産する企業は、正式な生産を開始する前に、“安全生産許可証条例”の規定

に従って、**“危険化学品安全生産許可証（生産）”**を取得しなければならない。

リスクが低く、プロセスルートが単純で、化学反応を含まない危険化学品生産企業は、危険化学品安全生産許可証を取得する必要はない。国家生産許可制度下の工業製品目録に記載されている危険化学品を生産する企業は、**“中華人民共和国工業製品生産許可証管理条例”**に従って**“工業製品生産許可”**を取得しなければならない。（以下省略）

第 3 7 条 省略（危険化学品の包装容器について）

第 3 8 条 省略（包装容器生産企業について等）

第 3 9 条 危険化学品を生産・保管する企業は、国家標準又は業界標準の規定に準拠した**“自動制御システムと安全計装システム”**を装備し、**“安全監視と早期警報システム”**を確立し、情報に基づく安全監視、監視制御と早期警報を実現する。また、関連する政府部門との安全監視・早期警報システムの相互接続を徐々に実現する。

第 4 0 条 省略（消火、静電防止設備等の設置について）

第 4 1 条 省略（警報装置の設置）

第 4 2 条 危険化学品の生産、貯蔵保管、積卸を行う企業は、国家が定める資格条件に適合した機関に委託し、3 年毎に企業の安全生産条件の安全評価を実施し、**“安全評価報告書”**を提出する。安全性評価報告書の内容には、安全生産条件に存在する問題の是正・改善計画を盛り込み、結論を出す。（以下、省略）

第 4 3 条 毒性化学品又は国務院公安部が規定する爆発性化学品を生産、保管する事業体は、その数量、使用先を記録し、併せて必要な安全防護措置を講じる。（以下、省略）

第 4 4 条 危険化学品は、専用倉庫、専用場所、又は専用保管室（以下、総称して専用保管場所と呼ぶ）に保管し、専任者が管理すること。毒劇化学品は、専用保管場所に単独保管し、受払・保管はダブルチェックシステムとし、受払記録を 3 年間保管する。（以下、省略）

第 4 5 条 危険化学品を保管する事業体は、危険化学品の出入庫検査、記録制度を確立する。（以下、省略）

第 4 6 条 省略（保管場所の標識、設備点検等）

第 4 7 条 省略（生産・事業の停止の場合の処置）

第 5 章 使用時の安全対策

第 4 8 条 危険化学品を使用する事業体に於いて、その使用条件（プロセスを含む）は、法律、行政法規の規定、及び国家標準、業界標準の要件に準拠し、且つ使用する危険化学品の種類、危険特性、使用量、使用法に基づいたものでなければならない。危険化学品を安全に使用するために、危険化学品の使用に関する**“安全管理規則”**及び**“安全操作规程”**を作成及び改善すること。

第 4 9 条 所定の種類の危険化学品を生産に使用し、且つ使用量が規定数量を超えた化学企業（危険化学品生産企業を除く、以下同様）は、この法律の規定に従って**“危険化学品安全生産許可証（使用）”**を取得しなければならない。（以下、省略）

第 5 0 条 危険化学品安全生産許可証（使用）を申請した化学企業は、この法律の第 48 条の規定を遵守することに加えて、以下の条件を満たさなければならない。

(1) 使用する危険化学品に適した専門技術者を配置する。

- (2) 安全管理組織と専門の安全管理要員を有し、且つ専門安全管理要員は中級以上の化学関連の専門技術職又は化学安全関連の安全技術師資格を有していること。
- (3) 国の規定する、“**化学品事故緊急対応計画**”、専任又は兼任の“**緊急救助要員**”、必要な“**緊急救援資材・設備**”を有していること。
- (4) 法律に従って安全評価を実施する。

第51条 省略（“危険化学品安全生産許可証（使用）”の申請、承認について）

第52条 省略（従業員への周知）

第53条 省略（研究機関等の対応）

第54条 全ての事業者又は個人は、危険化学品を購入する場合、危険化学品の生産、販売事業者から危険化学品の安全技術説明書を入手する権利を有し、その危険特性、防護手段、使用方法を理解すること。危険化学品の生産、販売事業者が危険化学品を販売する場合、法律、行政規制、国家標準と業界標準に準拠した化学品安全技術説明書を提供しなければならない。

第55条 危険化学品を使用する前に、使用事業者は対応する安全リスク評価を実施し、安全リスクを確認し、安全リスクの階層的制御を行い、対応する安全制御措置を講じること。

第56条 省略（勝手な廃棄の禁止）

第57条 省略（拾得した危険化学品の処置）

第58条 省略（紛失防止と紛失時の処置）

第59条 省略（生産に関する規程と使用に関する規程の適用について）

第6章 販売（経営）の安全対策

第60条 国家は、危険化学品の販売（貯蔵保管、販売を含む、以下同じ）の許可制度を実施する。許可なく、事業者や個人が危険化学品を取り扱うことはできない。法に従って設立された危険化学品生産企業は、その工場エリア内で、危険化学品営業許可証を取得せずに、生産した危険化学品を販売できる。（以下、省略）

第61条 危険化学品の販売を行っている企業は、以下の条件を満たさなければならない。

- (1) 国家標準、業界標準を満たす販売場所があり、危険化学品の貯蔵保管は国家標準、業界標準に適合する保管施設であること。
- (2) 企業の主な責任者と専任の安全管理者は、企業の危険化学品販売活動に相応しい安全生産知識と管理能力を有し、緊急管理部門の試験に合格していること。特殊作業員は専門的な安全作業訓練を受け、“**特殊作業操作許可証**”を取得し、他の従業員は専門的な技術訓練を受けて試験に合格していること。
- (3) 健全な安全管理規則と制度がある。
- (4) 専任の安全管理要員を配置する。
- (5) 国の規定に適合する、危険化学事故緊急対応計画、緊急救援機材・設備があること。
- (6) 法令に定めるその他の条件。

第62条 毒劇化学品、爆発性危険化学品の販売企業は、その地区の市級人民政府の緊急管理部門に申請書を提出する。その他の危険化学品の販売企業は、県級人民政府の緊急管理部門に申請書を提出する。（貯蔵保管施設は、その地区の市級人民政府の緊急管理部門に申請書を提出する）。人民政府の緊急管理部門は、申請者の安全訓練・教育の状況、販売場所、保管施設、安

全管理情况等の安全条件の立入検査を実施する。承認された場合、“危険化学品安全生産許可証（販売）”が発行される。（一部省略）

第63条 省略（危険化学品の保管について）

第64条 省略（無許可事業者からの購入禁止）

第65条 法律に従って危険化学品安全生産許可証を取得した企業は、対応する許可証で毒劇化学品、爆発性危険化学品を購入できる。民間用爆発物、花火・爆竹、研究用武器・装備の生産企業は、対応する許可証で爆発性危険化学品を購入できる。前項で指定されたもの以外の事業者が毒劇化学品を購入する場合は、県級人民政府の公安機関に毒劇化学品の購入を申請し、購入許可証を取得すること。（以下、省略）

第66条 “毒劇化学品購入許可証”を申請するには、申請者はその地域の県級人民政府の公安機関に、以下の資料を提出すること。

- (1) 営業許可証又は法人証書（登録証書）のコピー。
- (2) 購入する毒劇化学品の種類、数量の説明。
- (3) 購入する毒劇化学品の用途説明。
- (4) 取扱い者の身分証明書。

（以下、省略）

第67条 省略（申請許可証等の確認）

第68条 危険化学品生産企業、毒劇化学品、爆発危険化学品販売企業は、販売時に購入組織の名称、住所、担当者名、身分証 ID 番号、及び購入毒劇化学品、爆発危険化学品の種類、数量、用途目的を正確に記録すること。販売記録及び担当者の身分証明書のコピー、関連許可証のコピー、証明書類の保管期間は3年以上とする。（以下、省略）

第69条 省略（毒劇化学品、爆発危険化学品の貸与、譲渡の禁止）

第70条 省略（毒劇化学品、爆発危険化学品のインターネット販売の禁止）

第7章 輸送の安全対策

第71条 道路、水路、鉄道、民間航空による危険化学品貨物の輸送は、関連する危険貨物輸送、保管、荷役の法律、行政規則、国家標準、業界標準の規定に従わなければならない。危険貨物に分類されない危険化学品については、国務院交通運輸部が交通輸送規則に従い、輸送の免除量と免除条件を制定する。

第72条 危険化学品の道路輸送、水上輸送、鉄道輸送、航空輸送に従事する者は、道路輸送、水上輸送、鉄道輸送、航空輸送に関する法律および行政規則に従って、“危険貨物輸送許可”をそれぞれ取得し、併せて市場監督部へ登録手続きを行うこと。危険化学品の運送企業は専任の安全管理要員を配置しなければならない。

第73条 危険化学品の道路輸送企業、水上輸送企業の運転者、乗組員、荷役管理要員、護衛、申告要員、コンテナ梱包現場検査官は、運輸部門の試験に合格し、資格を取得しなければならない。具体的措置は、国務院交通運輸部が制定する。（以下、省略）

第74条 危険化学品を輸送する場合、危険化学品の危険特性に応じて、対応する安全防護措置を講じ、必要な保護用品と緊急救助機材を準備すること。（以下、省略）

第75条 危険化学品を輸送する場合、荷送人は対応する道路輸送許可を取得した企業に委託するこ

と。危険化学品の道路運送業者は、車両運行中、“測位計測システム”によって車両と運転手の監督管理を行い、安全監視、監督管理と早期警告を実施する。

第76条 省略（過積載の禁止、安全技術検査の有効期限表示、警告標識の表示義務）

第77条 危険化学品の道路輸送する場合、運送業者は“**護衛人員を配置**”し、護衛者は危険化学品の安全技術説明書と安全ラベルを携帯しなければならない。危険化学品の道路輸送する場合、危険化学品の包装物の材質、種類、強度、及び包装方法は、関連する国内包装規則の要件を満たしていなければならない。輸送会社は、危険化学事故に対する“緊急救援計画”を策定し、輸送車両に必要な緊急救援機材と設備を装備すること。

危険化学品を輸送する運転手は、日中は3時間以上、夜間は2時間以上連続して運転してはならない。毒劇化学品又は爆発危険化学品を輸送する場合、地元の公安機関に報告すること。

第78条 省略（公安機関による車両の立入り禁止区域の設定、立入り制限）

第79条 毒劇化学品を道路輸送する場合、出発地又は目的地の県級人民政府公安機関に、“**毒劇物化学品道路運送通行証**”を申請すること。申請には以下の資料を提出すること。

- (1) 輸送される毒劇化学品の種類、数量の説明。
- (2) 出発地、目的地、輸送時間と輸送経路の説明。
- (3) 運送業者が取得している“危険貨物道路輸送許可”、“輸送車両の営業証”、運転者、護衛者が取得している“資格証明書類”。
- (4) 本法第65条第1項および第2項に規定されている毒劇化学品の購入に関する関連許可証、又は税関が発行する“輸出入証明書類”。

（以下、省略）

第80条 省略（毒劇化学品、爆発危険化学品の輸送中における紛失、盗難、漏洩時の措置）

第81条 省略（水上輸送時の法順守）

第82条 省略（海事行政機関の職務）

第83条 内陸河川の閉鎖水域を通しての毒劇化学品輸送、及び国が内陸河川内の輸送を禁止しているその他の危険化学品輸送、は禁止する。（その他、省略）

第84条 省略（交通運輸部の責務）

第85条 内陸水路を通じた危険化学品輸送は、法律に従って“**危険貨物水路輸送許可**”を取得した水路輸送企業が行い、他の組織又は個人は輸送できない。荷送人は、法律に基づき危険貨物水路輸送免許を取得している水上輸送事業者に委託し、他の組織、個人に輸送委託してはならない。

第86条 危険化学品を内陸水路で輸送する場合、“**危険貨物適合証明書**”を取得した船を使用すること。水路輸送企業は、輸送される危険化学品の危険特性に応じて、輸送船の危険化学事故に対する緊急救援計画を策定し、十分且つ効果的な緊急救援機材と設備を備えなければならない。危険化学品を内陸水路で輸送する船舶、その所有者又は運航者は、“船舶汚染損害責任保険証書”又は“財務担保証明書”を取得すること。船舶汚染損害責任保険証書又は財政担保証明書の写しを船に携帯しなければならない。

第87条 内陸水路を介して危険化学品を輸送する場合、危険化学品包装物の材料、種類、強度、及び包装方法は、“水路輸送危険化学品包装規則”の要件に適合すること。（その他、省略）

第88条 省略（有害化学品輸送に使用される内陸河川埠頭及びバースについて）

- 第 8 9 条 危険化学品を内陸の港に出し入れする船舶は、事前に危険化学品の名称、危険特性、包装、入出港時間を海事管理機構に報告しなければならない。(以下省略)
- 第 9 0 条 危険化学品を運ぶ船舶は、航海、荷役、停泊時に“**専用の警告標識**”を掲げ、規則に従って専用の信号を表示する。(以下省略)
- 第 9 1 条 省略(内陸水路運送船舶の国内法規遵守)
- 第 9 2 条 省略(危険化学品の荷送人の責務)
- 第 9 3 条 荷送人及び運送業者は、普通貨物中に危険化学品を混在させて運送してはならず、危険化学品を隠したり、偽って報告したりしてはならない。(以下省略)
- 第 9 4 条 鉄道及び航空輸送(輸送中の一時保管を含む)による危険化学品の安全管理は、鉄道及び航空運輸に関する法律、行政規則に従って実施される。

第 8 章 廃棄処置の安全対策

- 第 9 5 条 危険化学品廃棄物を生じる事業体は、関連する国内規制に従って“**廃棄危険化学品管理計画**”を策定し、“**廃棄危険化学品管理台帳**”を作り、関連情報を正確に記録し、“**国家危険廃棄物情報管理システム**”を通じて地域の生態環境主管部門に廃棄危険化学品の種類、生成量、仕向け先、貯蔵保管、処置等の関連資料を報告すること。
- 生態環境主管部門は、関連する情報システムを通じて、企業のファイリング情報を同じレベルの緊急管理部門に送信する。
- 常温高圧下で、爆発性、可燃性及び有毒ガスを放出する廃棄危険化学品の貯蔵保管は、処置前に、廃棄危険化学品を産出した組織は、関連する国内規制に従って安定化前処理を実行すること。
- 第 9 6 条 廃棄危険化学品を産出した事業体は、国家標準に適合する貯蔵施設を設置し、廃棄危険化学品の生成状況について、種類、数量、性質等の分析を行い、リスクに対する予防と管理措置を講じ、安全な処分計画を策定する。
- 第 9 7 条 廃棄危険化学品を収集、保管、利用、処分する建設プロジェクトの安全施設は、この法律と主体工程(プロジェクト規定)の規定に従って、同時設計、同時建設、同時生産・使用する。“**3 同時**”(3 つを同時に行う)管理の具体的な方法は、生態環境主管部門によって制定される。
- 第 9 8 条 廃棄危険化学品及びその包装物、容器の収集、貯蔵保管、利用、処分に従事する事業体は、関連する国内法律、行政規制、国家標準或いは業界標準で規定された安全生産条件に適合し、且つ国内の関連規定に従って“**生態環境部が発行する許可証**”を申請しなければならない。許可証の具体的な管理方法は国务院が制定する。
- 許可証無し、又は許可証規定に違反して、危険廃棄物を収集、貯蔵保管、利用、処分などの事業活動を行うことを禁止する。
- 許可証無しの事業体、又はその他の生産事業者に、収集、貯蔵保管、利用、処分活動に従事するために危険廃棄物を提供又は委託することを禁止する。
- “**危険廃棄物経営許可証**”を取得した事業体は、危険化学品安全生産に関する許可を取得する必要はない。
- 第 9 9 条 廃棄危険化学品の収集、貯蔵保管、処分、使用する事業活動を行っている事業体は、安全

生産規則制度を確立・改善し、安全生産管理機関を設置するか又は専任の安全管理要員を任命し、信頼できる安全措置を採用し、生態環境主管部門が実施する監督管理を受け入れなければならない。(以下省略)

第 100 条 廃棄危険化学品の輸送は、国内の危険貨物輸送管理規定を遵守し、リスクを予防・制御する有効な措置を講じ、廃棄危険化学品の輸送安全を確保すること。

第 9 章 事故時の救急救援

第 101 条 県級以上の地方人民政府の緊急管理部門は、工業情報化、生態環境、公安、衛生健康、交通輸送、市場監督等の部門と協力して、地域の実情に基づいて、危険化学品事故の緊急計画を策定し、人民政府に報告・承認され、法律に従って一般に公布すること。危険化学品の安全監視管理を担当する部門は、危険化学品事故に対する自部門の緊急対応計画を策定する。

第 102 条 危険化学品取扱い事業者は、緊急時の準備を行い、“**緊急事態管理制度**”を改善し、自組織の“**危険化学品事故緊急対応計画**”を策定し、法律に従って専任又は兼任の緊急救援隊を設立し、緊急救援要因と必要な緊急救援器材、装備と物資を配置し、併せて定期的に緊急救援訓練を組織すること。生産経営規模が小さい場合は、専門の緊急救援隊を設置する必要はないが、専任又は兼任の救急救援要員を配置するか又は近隣の緊急救援隊と緊急救援協定を締結すること。危険化学品取扱い事業者は、危険化学品事故緊急対応計画を地区の市級人民政府の緊急管理部門とその他の生産安全監督管理責任部門に提出し、併せて法律に従って一般に公表すること。

第 103 条 県級以上の地方人民政府は、生産安全事故緊急作業の実際的要請を基にして、化工園區の危険化学品専門緊急救援能力を強化し、資格のある生産経営組織、社会組織と協力して危険化学品の専門緊急救援隊を組織し、必要な緊急救援設備と資材を準備し、併せて定期的な訓練を組織する。化工園區内の危険化学品取扱い事業者は、共同して緊急救援隊を設立してもよい。

第 104 条 危険化学品事故が発生した場合、事故を起こした事業者の主要責任者は、組織の危険化学品緊急対応計画に従って即座に緊急救援隊を組織し、併せて地域の緊急管理部門、生態環境、公安、衛生健康の管轄部門に報告し、影響を受ける可能性のある組織と人員に迅速に通知しなければならない。道路輸送、水上輸送中に発生した危険化学品事故は、運転手、船員又は護衛員は、事故発生地 of 交通輸送主管部門にも報告しなければならない。

第 105 条 危険化学品取扱い事業者が危険化学品事故を起こしたか、遭遇した場合、現場の監督者、班長とオペレーターは、直ちに生産を停止し要員を待避させ、被害関係者の避難を命令する権利を持っている。

第 106 条 危険化学品事故が発生した場合、関連する地方人民政府は、直ちに、地域の危険化学品事故緊急対応計画に従って、緊急管理、生態環境、公安、衛生健康、交通運輸等の関連部門から救援隊を組織し、救援を行う。遅延してはならない。

関連する地方人民政府及び関連部門は、以下の規定に従い、生産停止、人員の撤退等の必要な措置を講じて、事故による損失を減らし、事故の拡大を防がなければならない。

(1) 直ちに、被害者の救助と治療を行う組織をつくり、その他の脅威にさらされている人々を保護するために避難、隔離又はその他の措置を講じる。

- (2) 迅速に危険の原因を制御し、危険化学品の性質、事故の被害領域、危険の程度を判断する。
- (3) 人体、動植物、土壌、水源、大気に対する事故による実際の危害と起こりうる危害に対して、迅速に閉鎖、隔離、除染などの措置を講じる。
- (4) 危険化学品の環境汚染と生態破壊状況を監視、評価し、対応する環境汚染防止と生態系の回復措置を講じる。

第 107 条 省略（関連する危険化学品事業組織による技術支援）

第 108 条 省略（環境汚染等の情報の公表）

第 10 章 法律上の責任

第 109 条 国によって製造、貯蔵保管、販売、使用、輸送が禁止されている危険化学品の製造、貯蔵保管、販売、使用、輸送は、危険化学品の安全管理監督職責部門が、その職責に従って製造、販売、使用、輸送活動の停止を命令する。違法な収入がある場合、違法収入及び違法に生産、保管、販売、使用、輸送された危険化学品を没収する。違法な生産、保管、販売、使用、輸送に使用された工具、機器、原材料等の物品を没収することもある。

同時に、商品価値 10 万元未満の危険化学品の違法な生産、保管、販売、使用、輸送については、30 万元から 50 万元の罰金が科せられる。商品価値が 10 万元を超える場合は、その 5 倍以上 10 倍未満の罰金が科せられる。

状況が重大な場合は、許可証発行機関が当該許可証を取り消し、且つ危険化学品の安全管理監督担当部門が、職責に従って主要責任者を公安機関に移送し、直接担当者責任者及びその他の直接担当者は 5 日以上 15 日以内に拘留する。犯罪を構成する場合は、法律に従って刑事責任を追及する。

（以下、省略）

第 110 条 危険化学品建設プロジェクトの設計組織、施工組織、建設組織が次のいずれかの状況にある場合、住宅・都市・農村建設部門は期限内の修正を命じ、10 万から 30 万元の罰金を科す。状況が深刻な場合は、修正のために事業停止命令、資格レベルの降格、資格証明書の取消しを行う。重大な結果が生じて犯罪となる場合、直接責任者は法律に従って刑事責任を追及される。

- (1) 設計事業体は、安全生産に関する関連法、行政法規規定、国家標準、又は業界標準に違反して設計を行い、又は設計中に建設作業員の安全確保と生産安全事故を防止するための措置を提案しておらず、その措置が国家標準、業界標準に適合していない。
- (2) 施工事業体は、工程設計要件と関連する国の建設工程安全基準に従って施工していない。
- (3) 建設プロジェクトの工程監督管理を実行する場合、建設事業体は施工と安全監督を一緒に委託してはならない。

第 111 条 省略（安全審査せずに行った危険化学品の生産等の建設プロジェクトに対する罰則）

第 112 条 抄訳（以下の場合の、罰則）

- (1) 危険化学品安全生産許可証を取得せずに、危険化学品の生産、販売した。
- (2) 化学企業が危険化学品安全生産許可証（使用）を取得せずに、危険化学品を生産に使用した。

また、工業製品生産許可証を取得せずに危険化学品及びその包装物、容器を生産したものは、前項の規定に従って市場監督部門によって罰せられる。

第 113 条 抄訳 (以下に該当する場合の安全生産監督管理部門の罰則)

- (1) 危険化学品の生産、保管部門の安全管理制度が未確立で、責任者、職務責任、操作手順が明確でない。
- (2) 従業員に対する安全生産教育、研修が未実施で、関連作業員が法律で規定された資格を持っていない。
- (3) 危険化学品パイプラインの定期検査が未実施。
- (4) 危険化学品パイプラインの建設作業について、緊急計画未策定等。
- (5) 化学品安全技術説明書の未提供、化学品安全ラベルの未貼付。
- (6) 化学品安全技術説明書、化学物品安全ラベルが要件を満たしていない。
- (7) 生産する危険化学品の新危険特性を見出した後、直ちに発表しない、化学品安全技術説明書、化学品安全ラベルを期限内に改訂していない。
- (8) 化学品安全技術説明書、化学品安全性ラベルがない危険化学品の販売、同説明書・ラベルの無許可変更及び実際の状況と矛盾している。
- (9) 危険化学品の包装容器材料、種類、仕様、方法、品質（重量）が、危険化学品の性質および目的と適合しない。
- (10) 作業現場、安全施設・機器への安全警告標識の未設置、作業現場への通信警報装置の未設置。
- (11) 安全リスク評価、公告制度の未確立、安全リスクの階層的管理と管理措置の未実施。
- (12) 危険化学品の新製造法に対する安全リスク評価の未実施、又は譲受人への安全評価報告書及び関連資料の未提供。
- (13) 職場で使用する危険化学品の安全技術説明書の従業員への未提供、使用法、緊急措置の従業員への未通知。
- (14) 危険化学品倉庫管理担当者の未専任、毒劇化学品の保管、重大危険性を有するその他危険化学品の保管に対しての 2 人受払・保管制度が未実行。
- (15) 危険化学品倉庫の出入庫チェック及び登録制度が未確立。
- (16) 危険化学品倉庫の明確な標識の未設置。
- (17) 危険化学品登録をしていない、又は危険化学品の新しい危険特性を見つけたのに登録内容を変更していない、又は重大な危険性を有する営業品を保管、使用する企業が危険化学品登録を未登録である。
- (18) 危険特性が不明確な化学品に対する鑑定の実施、又は危険化学品として鑑定された化学品を本法律に従って管理していない、緊急管理部への書面による報告を行っていない。
- (19) 使用する危険化学品の性質、危険性、影響範囲、緊急措置を周囲の組織体（居住者）に通知していない。
- (20) 国家標準又は業界標準に準拠した自動制御システム及び安全計装システムの未装備、安全生産情報監視システム、オンラインでの安全監視、制御、早期警報の未

設置。

(21) 危険化学品生産企業が、規則に従ったファイリングを怠っている。

(以下省略)

第 114 条 省略 (危険化学品の包装容器製造業者への罰則)

第 115 条 抄訳 (以下に該当する場合の罰則)

危険化学品を生産、貯蔵保管、使用する事業者が以下のいずれかの状況にある場合、危険化学品の生産安全の監督管理を担当する管理部門は、その義務に従って修正を命じ、10 万元から 20 万元までの罰金を科す。担当者、直接担当者、その他の直接責任者は、1 万元以上 5 万元以下の罰金を科すものとし、訂正を拒否した場合は、免許発行機関が当該免許を取り消すか、生産及び販売停止を命令する。

- (1) 再利用される危険化学品の包装、容器の再利用前検査が未実施。
- (2) 危険化学品の種類、危険特性に応じた安全施設、設備の未設置、又は国家標準、魚介標準、関連する国内規制に従った安全施設・設備の維持・保全の未実施。
- (3) 安全生産条件に関する定期的な安全評価の未実施。
- (4) 危険化学品を専用倉庫に保管していない、又は専用倉庫内で毒劇化学品と重大危険源となる危険化学品を別々に保管していない場合。
- (5) 危険化学品の保管方法、保管量が、国家標準又は業界標準に適合していない。
- (6) 危険化学品専用倉庫が、国家標準及び業界標準の要件を満たしていない。
- (7) 危険化学品専用倉庫の安全施設、設備の定期検査が未実施。
- (8) 重大危険性化学品の定期検査、評価の未実施を実施せず登録、提出を怠った、緊急対応計画の未策定、緊急救援組織の未設立、又は事故早期警告システムの未確立。
- (9) 重大危険源に関する安全措置、緊急措置を化学品の安全監視管理を担当する地方人民政府に報告しなかった。

(以下略)

第 116 条 抄訳 (以下に該当する場合の公安機関による罰則)

- (1) 毒劇化学品、爆発性危険化学品の使用量と仕向け先を正確に記録していない。
- (2) 毒劇化学品、爆発性危険化学品の、紛失、盗難を直ちに公安機関に報告していない。
- (3) 毒劇化学品の保管量、保管場所、管理要員の状況を県級人民政府の公安機関に未報告。
- (4) 毒劇化学品、爆発性危険化学品の購入組織の名前、住所、担当者の名前、ID 番号、及び購入した毒劇化学品、爆発性危険化学品の種類、数量、用途を正確に記録していない。また販売記録と関連資料の保存期間が 3 年未満である。
- (5) 規定の期間内に販売した毒劇化学品、爆発性危険化学品の種類、数量、仕向け先の情報を県級人民政府の公安機関に報告していない。
- (6) 購入した毒劇化学品、爆発性危険化学品の転送について、関連情報を県級人民政府の公安機関に報告しない。

(以下省略)

第 117 条 省略 (生産変更、生産停止等の処理についての違反に対する罰則)

第 118 条 省略 (無許可での危険化学品生産等への罰則)

第 119 条 抄訳 (以下の事態が発生した場合の罰則)

- (1) この法律の第 65 条の第 1 項および第 2 項に指定されている関連する許可または認証文書を持たない事業体に、劇毒化学品、爆発性危険化学品を販売した。
 - (2) 毒劇化学品購入許可証で指定された種類、量に従わずに毒劇化学品を販売した。
 - (3) 毒劇化学品質（農薬を除く）および爆発性危険化学品を個人に販売した。
- （以下省略）

第 120 条 省略（廃棄危険化学品に関する違反に対する罰則）

第 121 条 省略（危険物の輸送許可を持たずに輸送した場合の罰則 9

第 122 条 抄訳（以下の輸送時不適合に対する運輸部門による罰則）

- (1) 危険化学品の道路輸送企業、水上輸送企業の運転手、乗組員、荷役管理要員、護衛、申告要員、コンテナ梱包現場検査官が、作業資格を取得していない。
- (2) 危険化学品輸送時に、危険特性に応じた安全保護措置を講じなかった、又は必要な保護装置と緊急救援器材が装備されていない。
- (3) 危険貨物の適合証明書を取得していない船を使用して、内陸水路を通して危険化学品を輸送した。
- (4) 内陸水路を介して危険化学品を輸送する運送業者が、国務院輸送部門による輸送危険化学品の数量制限に違反して危険化学品を輸送した。
- (5) 危険化学品輸送に使用される内陸の河川埠頭が、関連する国の安全規制に準拠していない、飲料水の取水口から安全な距離を維持していない、又は管轄の輸送部門の承認なしに使用している場合。
- (6) 荷送人は、運送人に危険化学品の種類、量、危険特性、緊急対応措置を説明しなかった、又は危険化学品を適切に梱包していない、梱包外部に対応する標識を設置していない。
- (7) 阻害剤又は安定剤を追加する必要があるが、荷送人が追加しないか、関連情報を運送業者に通知しなかった。
- (8) 危険化学品の道路輸送の場合、輸送車両の承認された危険化学品積載量に従わずに積載した。
- (9) 危険化学品の道路輸送業者が、位置測位システムを介しての運送中の危険化学品輸送車両の監視、制御、警告を行っていない。
- (10) 危険化学品の積み下ろし作業が、安全操作標準、手順及び制度に準拠しておらず、現場の指揮、管理担当者の監視の下で実行されていない。
- (11) 運送業者および充填実施部署は、輸送車両又はタンクが安全技術検査の有効期間内にあるかどうか、または警告標識が設置、吊り下げ、スプレーされているかどうかをチェックしていない。
- (12) 危険化学品輸送車両、タンクは、国家標準の安全技術要件を満たしておらず、定期的な清掃及び安全技術検査を実施しない。

第 123 条 抄訳（下記に該当する場合の運輸部門による罰則）

- (1) 危険貨物の道路輸送の許可、水輸送の許可を取得していない企業に危険化学品を運ぶことを委託する。
- (2) 内陸河川の閉鎖水域を介した毒劇化学品、及び国が内陸河川を通過することを禁止しているその他の危険化学品の輸送。

(3) 国の規制により内陸水路を介した輸送が禁止されている毒劇化学品及びその他の危険化学品の輸送。

(4) 一般貨物の中に危険化学品を混載する委託、または危険化学品を一般貨物としての虚偽、隠蔽報告。

(以下省略)

第 124 条 抄訳 (以下に該当する場合の、公安機関による罰則)

(1) 輸送車両の承認された運搬量を超える危険化学品積載。

(2) 安全技術条件が国家標準の要件を満たしていない車両を使用して、危険化学品を輸送すること。

(3) 危険化学品を輸送する車両が、公安機関の承認なしに危険化学品輸送車両の制限区域に入った。

(4) 毒劇化学品の道路輸送許可を取得せずに、毒劇化学品を道路輸送した。

(以下省略)

第 125 条 抄訳 (以下に該当する場合の、公安機関による罰則)

(1) 危険化学品を輸送する車両、タンクに警告標識が設置、吊り下げ、またはスプレーされていない、又は警告標識が国家標準の要件を満たしていない。

(2) 危険化学品を護衛なしで道路輸送した。

(3) 毒劇化学品、爆発性危険化学品の輸送中に、長時間停車したことを、運転手と護衛が地元の公安機関に報告していない。

(4) 毒劇化学品、爆発性危険化学品の道路輸送中に紛失、盗難、盗難、散乱、漏出が発生したが、運転手、護衛は必要な警告、安全対策を取らず、また地元の公安機関に報告しなかった。

第 126 条 省略 (危険化学品道路輸送企業の義務違反)

第 127 条 抄訳 (以下に該当する場合の運輸部門による罰則)

(1) 危険化学品の道路輸送企業、水上輸送企業に、専任の安全管理要員が配置されていない。

(2) 危険化学品の輸送に使用される内陸河川埠頭および港湾の管理部門が、危険化学品事故に対する緊急救助計画を策定していないか、埠頭および港湾に十分且つ有効な緊急救援資材と設備を備えていない。

(以下省略)

第 128 条 抄訳 (以下に該当する場合の内陸河川交通の安全管理に関する法律による罰則)

(1) 内陸水路を介して危険化学品を輸送する水上輸送企業が、危険化学品事故緊急対応計画を策定していないか、輸送船に適切かつ効果的な緊急救援器材、設備を備えていない。

(2) 内陸水路を介して危険化学品を輸送する船の所有者または運航者が、船舶汚染損害責任保険証書または財政保証証明書を取得していない。

(3) 内陸港に出入りする危険化学品を運ぶ船が、関連事項を海事行政機関に報告せず、同意を得ていない。

(4) 内陸の河川を航行、荷役、又は停泊中に、専用警告標識を掲げていない、又は規則に従った専用信号を表示していない、又は規則に従った案内船を申請していない。

- 第 129 条 省略（危険化学品安全生産許可証等の偽造、変更、賃貸等の罰則）
- 第 130 条 省略（危険化学品事故発生時の対応不備の罰則）
- 第 131 条 省略（違反状況が深刻な場合の罰則）
- 第 132 条 省略（危険化学品事故発生時の関係者の対応不備の罰則）
- 第 133 条 省略（管理担当部門のスタッフの権限を乱用、職務怠慢等の罰則）

第 11 章 附則

- 第 134 条 毒劇化学品、危険化学品、医薬品と農薬、動物薬の安全管理は、この法律の規定に従って実施される。法律および行政規則で別段の定めがある場合は、それらの規定に従う。
この法律は、民間の爆発物、花火、都市ガス、放射性物質、核エネルギー物質、軍用火薬品、及び国家の薬品標準物質である危険化学品の安全管理には適用されません。
都市ガスの安全管理、石油のパイプライン輸送、および天然ガスに関する法律および行政規則に他の規定がある場合は、それらの規定に従う。
危険化学品の容器及びパイプラインが特別な装置に属する場合、それらの安全管理は、特別な装置の安全性に関する法律および行政規則に従って実施される。
- 第 135 条 省略（危険化学品の輸出入管理、新化学品環境管理登録について）
- 第 136 条 省略（重大危険源という用語の定義）
- 第 137 条 本法は 20 年 月 日から施行される。